

発議案第8号

「激しい戦闘状態」である南スーダンから自衛隊P K O部隊即時撤退を
求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

平成29年3月3日

八千代市議会

議長 成 田 忠 志 様

提出者	八千代市議会議員	植 田	進	⑩
賛成者	八千代市議会議員	伊 原	忠	⑩
	同	三 田	登	⑩
	同	堀 口	明 子	⑩

提案理由

自衛隊南スーダンPKO部隊の即時撤退を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

「激しい戦闘状態」である南スーダンから自衛隊P K O部隊即時撤退を 求める意見書

防衛省は、南スーダン国連平和維持活動（P K O）への陸上自衛隊派遣部隊が昨年7月の首都ジュバの状況を記録した日報などの文書を公表した。

同省は、この文章について、「廃棄」を理由に不開示にしていたもので、ここにきて一転、保管を認めたが、国民からは不都合な情報を隠したのではないかとの疑念を持たれている。事は派遣された自衛隊員の生命にかかわる問題であり、国の行為として憲法との抵触が厳しく問われる問題である。このこと自体、事実経過を含めて徹底した究明が求められている。

開示された文書では、「T K（戦車）射撃を含む激しい銃撃戦」「戦車や迫撃砲を使用した激しい戦闘」などと大統領派（政府軍）と前副大統領派との戦闘の様子を伝えており、現地の情勢悪化の深刻さが報告されている。さらに、事態が悪化した場合には、「ジュバでの衝突激化に伴うU N（国連）活動の停止」も予想されていたことが明らかになった。

この深刻な内戦について、「戦闘」ではなく「発砲事案」「衝突」などと強弁し、国民を欺いてきた安倍政権の責任は極めて重大である。

国会で追及された防衛相は、日報で「戦闘」という表現にしたのは「法的な意味の戦闘行為ではない」「憲法9条上の問題になる言葉を使うべきでない」などと述べたが、これは、まさに居直りであり、到底通用するものではない。

そもそもP K O法は、自衛隊が憲法違反の武力行使を避けるためとして、当事者間における「武力紛争停止」の合意など「参加5原則」を定めている。

「日報」でも明らかなように南スーダン現地の状況は、大規模な戦闘であることは明白であり、P K O法による派遣の前提そのものが崩れている。

加えて重大なのは、「日報」が「S P L A（政府軍）によるU N施設方向への攻撃には引き続き注意が必要」と述べていることである。一連の国連報告書は、政府軍がP K O部隊に対し、移動妨害や要員の拘束、襲撃など敵対的行為を組織的、継続的に行っているとしている。

この指摘は「駆け付け警護」の新任務を付与された陸自部隊が政府軍に武器を使用する危険性が高いことを示しており、これは違憲の武力行使となるもの

である。

よって、政府に対して、自衛隊南スーダンPKO部隊の即時撤退を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成29年3月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

外務大臣様